

短期入所療養介護サービス
 介護予防短期入所療養介護サービス 重要事項説明書
 <令和6年8月1日現在>

1. 施設の概要

(1) 施設名等

施設の名称	介護老人保健施設ヴィラ加賀野
所在地・連絡先	〒020-0807 岩手県盛岡市加賀野三丁目1番6号 電話番号 019-626-5411
事業所番号	0350180113号

(2) 居室

		2階	3階	4階	合計
定員		32名	36名	32名	100名
居室	多床室(4名)	7室	8室	7室	22室
	従来型個室	4室	4室	4室	12室

(3) 施設の職員体制

職種	人員		職務内容
	人数	備考	
施設長	1人		施設の業務を統括管理する
医師	1人以上	施設長を兼ねる	ご利用者の病状を把握し、ご利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事する。
薬剤師	必要数以上	常勤換算で0.3人以上	ご利用者の薬剤管理指導、医師の指示に基づく調剤及び施設で保管する薬剤の管理に従事する。
看護職員	10人以上		医師の診療補助及び看護並びにご利用者の保健衛生管理及び日常生活の援助に従事する。
介護職員	24人以上		ご利用者の日常生活の援助に従事する。
支援相談員	1人以上		ご利用者及びご家族様の相談に応じ、必要な助言その他援助を行う。
理学療法士 作業療法士	1人以上	通所リハビリテーションと兼務	ご利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。
管理栄養士 栄養士	1人以上		適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。
事務員等 その他の従事者	2人以上		庶務及び会計並びに営繕業務に従事する。

※ 職員体制については、運営基準を遵守しています。

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

当施設は、要介護状態・要支援状態と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、ご利用者様の療養生活の質の向上及びご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 当施設では、短期入所療養等の介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、ご利用者様の身体機能の維持向上を目指すとともに、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図り、ご利用者様が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、ご利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、ご利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様またはそのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに、ご利用者様の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ ご利用者様の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得たご利用者様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者様またはその代理人の了解を得ることとします。

3. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

- ① 食 事 …… 管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者様の身体状況に配慮した食事を提供します。
(食事時間) 朝食 7時45分～
 昼食 12時00分～
 夕食 17時30分～
※ 食材費、調理にかかる費用については、介護保険給付対象外となります。
- ② 機能訓練 …… 理学療法士、作業療法士によりご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ③ 入 浴 …… 週2回の入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
- ④ 排 泄 …… ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

- ⑤ 離床 …… 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ⑥ 相談 …… ご利用者様及びご家族様からの相談について誠意をもって応じ、必要な援助を行うよう努めます。
- ⑦ レクリエーション等 …… 必要な娯楽設備を整え、適宜レクリエーション行事を実施します。
- ⑧ 送迎サービス …… 実施範囲は、盛岡市、滝沢市、矢巾町、雫石町とします。
なお、実施範囲の市町村以外の方で、送迎を実施した際は、送迎料金のほかに送迎実施地域外料金が発生致します。

(2) 介護保険給付対象外サービス（利用料の全額を負担していただきます）

- ① 理美容 …… 毎月4回、理美容サービスをご利用できます。
- ② 洗濯 …… 当施設で契約しているクリーニングをご利用できます。
- ③ 支給限度額を超えたサービスを利用した場合
…… 事業者はご利用者様との合意に基づき、介護保険給付の支給限度を超える施設サービスを提供するものとしします。

4. 利用料金

- (1) 施設利用料金 …… 別に定める利用料金一覧表に記載しています。
※介護報酬改定の際には、厚生労働大臣が定めるものとします。
- (2) 支払方法 …… 毎月15日に前月分の請求書を発行しますので、末日までにお支払い下さい。お支払い方法は、別途話し合いの上、双方合意した方法によります。お支払いを受けたときに、ご利用者様に対して、領収書を発行いたします。
- (3) その他 …… 介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、限度額を超えた分をお支払い頂きます。この場合支給限度額を超えた単位数に対する処遇改善加算分もお支払い頂きます。

5. サービス内容に関する苦情等相談窓口

・当施設

電話：019-626-5411（午前8時30分から午後5時30分まで）

担当：川村 史子 他支援相談員 ※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

・その他

盛岡市 介護保険課 電話：019-626-7581

滝沢市 高齢者支援課 電話：019-656-6521

矢巾町 健康長寿課 電話：019-611-2824

雫石町 総合福祉課介護保険担当 電話：019-692-6476

岩手県国民健康保険団体連合会 電話：019-604-6700

6. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、施設事務長を充てます（または、消防署の講習を受講した資格者を充てます）。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） … 年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② ご利用者様を含めた総合避難訓練 … 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 … 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

7. 緊急時及び事故発生時の対応

ご利用者様に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じるほか、ご家族様に速やかに連絡いたします。

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送の処置を講じ、速やかにご家族様、居宅介護支援事業者に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8. 高齢者虐待防止について

当施設では、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、当施設従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者
虐待防止に関する担当者：支援相談員
- (5) 当施設は、サービス提供中に、当施設従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体の拘束等の原則禁止

当施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

当施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

また、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し5年間保管します。また、身体拘束をなくしていく為の取組を積極的に行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従事者に対し、感染症予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に行います。

11. ハラスメント対策

当施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12. 業務継続計画の策定等について

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 秘密の保持

当施設とその職員（退職した職員も含む）は、業務上知り得たご利用者様またはご利用者様のご家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- (2) 居宅介護支援事業所との連携。
- (3) ご利用者様が偽りその他不正な行為により保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- (4) ご利用者様の病状が急変した場合等の主治医への連絡等。
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

※ 上記に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

1 4. 協力医療機関等

(病院)

・内丸病院

岩手県盛岡市本町通一丁目 12 番 7 号 電話番号 019-654-5331

診療科 : 内科・循環器内科・消化器内科・外科・整形外科
リハビリテーション科

ベッド数 : 90 床

・三田記念病院

岩手県盛岡市加賀野三丁目 14 番 1 号 電話番号 019-624-3251

診療科 : 精神科

ベッド数 : 277 床

(歯科)

・寛歯科クリニック

岩手県盛岡市内丸 17 番 38 号 杜陵ビル 2 F 電話番号 019-654-3316

・加賀野歯科クリニック

岩手県盛岡市加賀野三丁目 1 番 11 号 電話番号 019-651-8974

・内丸歯科クリニック

岩手県盛岡市内丸 17 番 30 号 トーカンジェネラス内丸 1 F

電話番号 019-656-0900

1 5. 施設の利用にあたっての留意事項

- (1) 面会は午前 7 時 30 分から午後 8 時 00 分までとします。但し、状況に応じて面会方法や面会時間に変更になります。
- (2) 消灯は午後 9 時 00 分とします。
- (3) 外出・外泊は、医師が許可した場合のみとします。
- (4) 飲酒・喫煙・食べ物の持ち込みは、原則として禁止します。
- (5) 火気の取り扱いは禁止します。

- (6) 設備を破損・汚損した場合には、現状復帰または損害賠償の責めを負います。
- (7) 所持品・備品等の持ち込みは、使用する最小限度のものとしします。
- (8) 金銭・貴重品の管理は、ご利用様が自己管理できる範囲での小額金銭とし、貴重品の持ち込みは禁止します。
- (9) 外泊時等の施設外での受診は、速やかに施設に連絡をして、その指示により受診する。
- (10) 宗教活動は、個人の祈りの範囲内で行います。
- (11) ペットの持ち込みは禁止します。
- (12) ご利用者様による営利行動、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- (13) 他のご利用者様への迷惑行為は禁止します。
- (14) 面会者様が感染症に罹患し、これをご利用様に伝染させる恐れがあると判断された場合、面会をお断りすることがあります。
- (15) 飲食物・医薬品等の持ち込み、提供は医学的管理上問題となる点があるので、申し出の上、許可を得ることとします。
- (16) ご利用者様の被保険者証（介護保険被保険者証）の変更若しくは資格喪失が生じた場合、速やかに申し出ることとします。

<別紙>

利用料金一覧表（1割負担）

令和6年8月1日現在

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (在宅強化型)	多床室	672円/日	834円/日	902円/日	979円/日	1,044円/日	1,102円/日	1,161円/日	
	個室	632円/日	778円/日	819円/日	893円/日	958円/日	1,017円/日	1,074円/日	
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (基本型)	多床室	613円/日	774円/日	830円/日	880円/日	944円/日	997円/日	1,052円/日	
	個室	579円/日	726円/日	753円/日	801円/日	864円/日	918円/日	971円/日	
食費	第1段階	負担限度額 300円/日							
	第2段階	負担限度額 600円/日							
	第3段階	①	負担限度額 1000円/日						
		②	負担限度額 1300円/日						
	第4段階	1,800円/日 (朝食500円・昼食600円・おやつ150円・夕食550円)							
居住費	第1段階	多床室	負担限度額 0円/日						
		個室	負担限度額 550円/日						
	第2段階	多床室	負担限度額 430円/日						
		個室	負担限度額 550円/日						
	第3段階	多床室	負担限度額 430円/日						
		個室	負担限度額 1,370円/日						
	第4段階	多床室	450円/日						
		個室	1,640円/日						

加算項目	料金
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)(基本型に算定)	51円/日
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)(強化型に算定)	51円/日
夜勤職員配置加算	24円/日
個別リハビリテーション実施加算	240円/日
療養食加算	8円/回
口腔連携強化加算	50円/月
若年性認知症利用者受入加算	120円/日
認知症ケア加算	76円/日
身体拘束廃止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%
高齢者虐待防止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%
業務継続計画未策定減算	単位数の総合計×-0.01%

加算項目	料金
重度療養管理加算(要介護4.5に限る)	120円/日
緊急短期入所受入加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	90円/日
総合医学管理加算	275円/日
送迎加算	184円/片道
緊急時治療管理	518円/日
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×3.9% 令和6年5月まで算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×2.1% 令和6年5月まで算定
介護職員等ベースアップ等支援加算	単位数の総合計×0.8% 令和6年5月まで算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×7.5% 令和6年6月から算定

実費負担項目	料金
特別な室料(個室利用の場合)	770円/日
理美容代	実費
私物の洗濯代(外注)	600円/袋
電気代(電化製品持ち込みの場合)	一種類につき33円/日
利用者が選定する特別な食事の費用	実費
行事費	実費

実費負担項目	料金
普通診断書	3,300円
死亡診断書	5,500円
死体処置料	8,800円
エンゼルセット代	実費
健康管理費(インフルエンザ予防接種等)	実費
送迎実施地域外料金	40円×距離数

- ※ 基本サービス費及び在宅復帰在宅療養支援加算については、在宅復帰率等の状況に応じた報酬体系となります。
- ※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の負担限度額に基づき決定されます。
- ※ 各種加算(在宅復帰在宅療養支援加算以外)については、厚生労働省の定める加算要件を満たした場合加算されます。

<別紙>

利用料金一覧表（2割負担）

令和6年8月1日現在

項 目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (在宅強化型)	多床室	1,344円/日	1,668円/日	1,804円/日	1,958円/日	2,088円/日	2,322円/日
	個室	1,264円/日	1,556円/日	1,638円/日	1,786円/日	1,916円/日	2,148円/日
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (基本型)	多床室	1,226円/日	1,548円/日	1,660円/日	1,760円/日	1,888円/日	1,994円/日
	個室	1,158円/日	1,452円/日	1,506円/日	1,602円/日	1,728円/日	1,942円/日
食費	第4段階	1,800円/日 (朝食500円・昼食600円・おやつ150円・夕食550円)					
居住費	第4段階	多床室	450円/日				
	個室	1,640円/日					

加 算 項 目	料 金	加 算 項 目	料 金
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)(基本型に算定)	102円/日	重度療養管理加算(要介護4,5に限る)	240円/日
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)(強化型に算定)	102円/日	緊急短期入所受入加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	180円/日
夜勤職員配置加算	48円/日	総合医学管理加算	550円/日
個別リハビリテーション実施加算	480円/日	送迎加算	368円/片道
療養食加算	16円/回	緊急時治療管理	1036円/日
口腔連携強化加算	100円/月	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	200円/月
若年性認知症利用者受入加算	240円/日	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	20円/月
認知症ケア加算	152円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円/日
身体拘束廃止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×3.9% 令和6年5月まで算定
高齢者虐待防止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×2.1% 令和6年5月まで算定
業務継続計画未策定減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員等ベースアップ等支援加算	単位数の総合計×0.8% 令和6年5月まで算定
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×7.5% 令和6年6月から算定

実 費 負 担 項 目	料 金	実 費 負 担 項 目	料 金
特別な室料(個室利用の場合)	770円/日	普通診断書	3,300円
理美容代	実費	死亡診断書	5,500円
私物の洗濯代(外注)	600円/袋	死体処置料	8,800円
電気代(電化製品持ち込みの場合)	一種類につき33円/日	エンゼルセット代	実費
利用者が選定する特別な食事の費用	実費	健康管理費(インフルエンザ予防接種等)	実費
行事費	実費	送迎実施地域外料金	40円×距離数

- ※ 基本サービス費 及び 在宅復帰在宅療養支援加算については、在宅復帰率等の状況に応じた報酬体系となります。
- ※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の負担限度額に基づき決定されます。
- ※ 各種加算(在宅復帰在宅療養支援加算以外)については、厚生労働省の定める加算要件を満たした場合加算されます。

<別紙>

利用料金一覧表（3割負担）

令和6年8月1日現在

項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (在宅強化型)	多床室	2,016円/日	2,502円/日	2,706円/日	2,937円/日	3,132円/日	3,306円/日	3,483円/日
	個室	1,896円/日	2,334円/日	2,457円/日	2,679円/日	2,874円/日	3,051円/日	4,296円/日
介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (基本型)	多床室	1,839円/日	2,322円/日	2,490円/日	2,640円/日	2,832円/日	2,991円/日	3,156円/日
	個室	1,737円/日	2,178円/日	2,259円/日	2,403円/日	2,592円/日	2,754円/日	2,913円/日
食費	第4段階	1,800円/日 (朝食500円・昼食600円・おやつ150円・夕食550円)						
居住費	第4段階 多床室	450円/日						
	個室	1,640円/日						

加算項目	料金	加算項目	料金
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅰ)(基本型に算定)	153円/日	重度療養管理加算(要介護4.5に限る)	360円/日
在宅復帰在宅療養支援加算(Ⅱ)(強化型に算定)	153円/日	緊急短期入所受入加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	270円/日
夜勤職員配置加算	72円/日	総合医学管理加算	825円/日
個別リハビリテーション実施加算	720円/日	送迎加算	552円/片道
療養食加算	24円/回	緊急時治療管理	1,554円/日
口腔連携強化加算	150円/月	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	300円/月
若年性認知症利用者受入加算	360円/日	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	30円/月
認知症ケア加算	228円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円/日
身体拘束廃止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×3.9% 令和6年5月まで算定
高齢者虐待防止未実施減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×2.1% 令和6年5月まで算定
業務継続計画未策定減算	単位数の総合計×-0.01%	介護職員等ベースアップ等支援加算	単位数の総合計×0.8% 令和6年5月まで算定
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	単位数の総合計×7.5% 令和6年6月から算定

実費負担項目	料金	実費負担項目	料金
特別な室料(個室利用の場合)	770円/日	普通診断書	3,300円
理美容代	実費	死亡診断書	5,500円
私物の洗濯代(外注)	600円/袋	死体処置料	8,800円
電気代(電化製品持ち込みの場合)	一種類につき33円/日	エンゼルセット代	実費
利用者が選定する特別な食事の費用	実費	健康管理費(インフルエンザ予防接種等)	実費
行事費	実費	送迎実施地域外料金	40円×距離数

- ※ 基本サービス費及び在宅復帰在宅療養支援加算については、在宅復帰率等の状況に応じた報酬体系となります。
- ※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の負担限度額に基づき決定されます。
- ※ 各種加算(在宅復帰在宅療養支援加算以外)については、厚生労働省の定める加算要件を満たした場合加算されます。